

平成 22 年 10 月 25 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様
(担当：健康福祉局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 20-01-118 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 21 年 6 月 10 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

確認内容

健康福祉局等は、次のような再発防止措置等を行った。

1 個人情報保護上の事故事案としての対応

- (1) 健康福祉局は、平成 21 年 6 月 15 日に、流出した個人情報に係る本人（6 人）へ説明し、謝罪した。
- (2) 本件について健康福祉局長は、個人情報保護制度を所管する情報公開室長に対し、平成 22 年 7 月 16 日付けで事故報告書を提出した。

2 再発防止策

(1) 健康福祉局

健康福祉局では、勧告の翌日に、健康福祉局内部統制連絡会議（局部長級）を開催し、勧告内容を周知するとともに、個人情報保護の徹底について指示した。さらに、平成 21 年 6 月 30 日に健康福祉局内部統制連絡会議幹事会議（課長級）、同年 7 月 6 日に健康福祉局内部統制連絡会議（局部課長級）を開催し、個人情報の保護について繰り返し周知徹底した。

(2) 情報公開室

情報公開室長及び情報公開室市民情報部公開制度等担当課長は、勧告の翌日に、各所属長及び各所属広聴広報幹事あて、大阪市個人情報保護条例に基づいた個人情報の厳格な取扱い及び職員への指導を徹底するよう要請するとともに、本件勧告に関わる個人情報の取扱上の留意点を通知し、個人情報の外部提供等について同条例を遵守するよう求めた。

なお、情報公開室監察部公正職務担当課長は、勧告のあった日に、各所属コンプライアンス担当あて、公益通報に係る情報の管理の徹底を求めた。

(3) 総務局

総務局行政部法務担当は、勧告の翌日に、各所属法規担当者あて、総務局における訴訟関係資料に係る情報公開請求等に対する対応について周知するとともに、訴訟関係資料を外部へ提供する際の取扱には慎重を期すとともに、各所属での訴訟関係資料の管理について、改めて徹底することを求めた。

(参考) 勧告の内容

- ① 本件条例に適合しない個人情報の外部提供については、流出した個人情報に係る本人（6 名）への説明や謝罪、事故報告書の提出など、他の個人情報保護上の事故事案と同様、適切に対応すること。
- ② 保有個人情報の管理や、実施機関以外のものへの外部提供については、条例の趣旨ののっとりて厳正に対応し、再発防止に努めること。